

第1問 答案用紙

(企業法)

(注) 解答は、この答案用紙1枚で行うこと。

問1	<p>甲会社が自己株式を取得するためには、まず株主総会普通決議によって取得総数等の法定事項を定める必要がある(156条1項, 309条1項)。株主総会普通決議によるとされたのは、自己株式の有償取得が剰余金分配としての性質を有することから株主総会決議事項とされ、すべての株主に対して売却の機会を与えることから公平性は確保されており普通決議で足りると考えられたためである。</p> <p>次に、甲会社は公開会社であることから取締役会設置会社である(327条1項1号)ので、株主総会から授権された範囲内で取締役会が、取得の都度、取得株式の数等の法定事項を決定することになる(157条1項2項)。これは、授権の範囲内で機動的な取得を認めつつ、取締役会という会議体による適正な意思決定を確保する必要があるためである。また、株主を公平に扱う必要があることから、取得の条件の決定ごとに均等に定めなければならない(同3項)。</p> <p>さらに、甲会社は、すべての株主に売却の申込みの機会を与えるため、株主に対し上記決議事項を通知しなければならない(158条1項)。もっとも、公開会社は株主が多数に上ることがあるため、会社の事務処理の便宜を考慮して公告に代えることが許容されている(同2項)。</p> <p>また、この一連の手続はすべての株主に売却の機会を与えるものであるから、株主が売却の申込みをした場合、会社は原則として株主の申込みを承諾したものとみなされる(159条2項本文)。もっとも、本問では発行済株式総数の10パーセントに相当する株式のみの取得を検討していることから、株主から売却の申込みのあった株式全部の取得が困難なこともありうる。そこで、この場合には公平を確保するため、按分比例による処理を行うことになる(同条項ただし書)。</p>
問2	<p>本小問においては、特に株主平等原則との関係が問題となるため、以下のような厳格な規制が設けられている。まず、株主総会による授権決議は、156条1項各号に定める事項と、それに併せて、特定の株主からのみ取得する旨を、特別決議によって定めなければならない(160条1項, 309条2項2号かつこ書)。この決議において、売主たる株主Aの議決権は排除され(160条4項本文)、さらに他の株主にも譲渡の機会を提供するため、売主追加請求権が与えられている(160条3項)。そして、取得にあたっては問1と同様に、取締役会決議が必要となる(157条1項2項)。この決定の後、甲会社は、Aに対して法定事項を通知しなければならない(160条5項・158条1項)、この通知は公告をもって代えることができる(158条2項)。その後、通知を受けた株主Aは、申込期日までに、その申込みに係る株式の数を会社に通知して株式の申込みをし(159条1項)、会社は申込期日に株主が申込みをした株式の譲受けを承諾したものとみなされる(159条2項本文)。上述の追加請求権行使により、10%を超えた場合には、問1と同様の按分比例による処理がなされる(同条項ただし書)。</p>

第2問 答案用紙 (企業法)

(注) 解答は、この答案用紙1枚で行うこと。

問1	<p>乙会社においては、分配可能額が1000万円に満たない状態であったにもかかわらず、総額1億円の剰余金の配当がなされており、狭義の違法配当にあたる(461条1項8号)。</p> <p>この場合、配当を受けた株主は、株主有限責任原則(104条)を採用した株式会社の下で資本維持を図るため、過失の有無にかかわらず、乙会社に対して配当財産の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う(462条1項柱書)。</p> <p>しかし、株主からの回収は、訴訟技術的にも費用の面からも困難であり実効性に欠ける。そこで、粉飾した計算書類を作成して株主総会に議案を提出し、違法配当をなした代表取締役Aも、乙会社に対して違法配当額たる1億円につき支払義務を負う(462条1項柱書、同条項6号イ、同条2項)。ただし、剰余金の配当時における分配可能額を限度として、総株主の同意によって免除できる(462条3項)。なお、違法配当額たる1億円を超える損害が生じた場合には、Aはその損害につき任務懈怠による損害賠償責任を負う(330条・民644条、会355条、423条1項)。</p> <p>また、監査役は、計算書類等を監査し(436条)、監査報告を作成する義務を負う(381条1項後段)ところ、監査役Bは、監査報告に「乙会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる」旨を記載しており、任務懈怠につき過失が認められる。よって、Bは、乙会社に対してAと連帯して損害賠償責任を負う(423条、430条)。</p>
問2	<p>Xは、乙会社の事実上倒産状態による債権回収不能という間接損害を被った第三者である。ABに対して、Xは429条1項の責任を追及できるか問題となる。本条項の法的性質は、株式会社における役員等の地位の重要性からその責任を加重して第三者の保護を図るための特別の法定責任と解する。このように解すると、「悪意又は重大な過失」の対象は、会社に対する任務懈怠で足りる。また、「損害」には、直接損害のみならず間接損害も含まれると解する。Aに粉飾決算・違法配当という悪意による任務懈怠が認められる。またBも代表取締役Aの放漫かつ杜撰な経営を放置していたという点で監査役職務(381条1項)の懈怠につき悪意又は重大な過失があるといえる。そしてそれぞれの任務懈怠とXの損害との間に相当因果関係が認められることから、ABはXに対して429条1項の責任を負う。</p> <p>さらに、Xは、Aによる計算書類への虚偽記載、およびBの過失に基づく監査報告への虚偽記載を信頼したことを理由として、債権の回収が不能となった損害の賠償を請求することが可能である(429条2項柱書1号ロ3号)。この429条2項の責任は、重要な会社情報を記載した書面等を信頼した第三者を保護するため、挙証責任を転換し過失責任とすることで同条1項よりも厳格な責任としたものである。</p> <p>したがって、ABは、Xに対して連帯して当該責任を負う(430条)。</p>